

株特外し、多額の借入金を原資とする不動産購入等で6項を適用

# 評価通達6項の適用をめぐる 最近の裁決事例を読み解く

最高裁判決を受けて国税庁が評価通達6項に関する事務運営指針を令和4年7月に各税局等に発送したことにより、同項の適用件数は増加傾向にある。その件数は令和4事務年度では6件（不動産3件、非上場株式3件）、令和5事務年度では11件（不動産5件、非上場株式6件）に上っている。税務調査における指摘により修正申告に応じる納税者がいる一方で、評価通達6項が適用された課税処分を不服としてその取消しを求める審査請求や訴訟提起が複数発生しているなか、本特集では、審査請求に発展して国税不服審判所の裁決が下された最近の裁決事例を2つ紹介する。1つは非上場株式の評価に評価通達6項が適用されたもので、いわゆる「株特外し」が問題となったものである。そしてもう1つは、金融機関からの多額の借入金を原資とする不動産購入等に対して評価通達6項が適用されたものである。いずれの事案も金融機関担当者とのやり取りや書類（稟議書）などをもとに被相続人や相続人の相続税の負担軽減の意図などが認定されるなどしたうえで評価通達6項を適用した課税処分が適法と判断されている。



## 借入れを原資とした資産取得で株特外し実現後に、株式を孫に贈与

最初に紹介する裁決事例は、非上場株式の評価についていわゆる「株特外し」に対して評価通達6項（総則6項）が適用されたものである（事案の概要は図表1参照）。

本事例のように取引相場のない株式（非上場株式）を発行する評価会社が中会社に該当する場合には、評価通達179の(2)の定めによる類似業種比準方式と純資産価額方式の併用方式を適用することができる。

一方で、評価会社が「株式保有特定会社」（評価通達189の(2)）に該当する場合には、原則として純資産価額方式（評価通達185）により評価されることになる（評価通達189-3）。なお、株式保有特定会社とは、評価会社の右する資産の通達評価額の合計額のうち

占める株式等の割合が50%以上である評価会社のことである（評価通達189の(2)）。

本事例における評価会社であるA社は、平成23年6月における株式保有割合は95.2%であり、50%以上であることから株式保有特定会社に該当していた。なお、A社は株主が被相続人の親族のみで構成されている資産管理会社である。

ところが、平成24年12月から平成27年7月にかけて金融機関（銀行）からの借入れを原資として土地及び土地上の建物に係る信託受益権、航空機リース事業に係る任意組合に対する出資等（本件各資産）を取得したことにより、平成28年3月にはA社の株式保有割合は42.0%に低下した。本件各資産の取得

最新号（2月16日号）の掲載記事となります。

本記事を読むには無料見本誌をご請求ください。